

島根県理学療法士会選挙管理規定

(総則)

第1条 この規定は、島根県理学療法士会（以下「法人」という）定款に基づき、選挙管理に関する必要な事項を定める。

(規定)

第2条 役員選挙は定款20条に基づき、この規定によって行う。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 公正な選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成と委員の規則)

第4条 選挙管理委員会は、正会員2名で構成し、理事会で選任し会長が委嘱する。

(選挙管理委員の任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙の公示)

第6条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に選挙すべき役員の種類と定員を示し、立候補者を受け付けなければならない。

(立候補者の届出)

第7条 立候補する者は、当該選挙の公示の日から30日以内に選挙管理委員会に届け出なければならない。(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)

(立候補者の補充)

第8条 立候補者が定員に満たない場合は、理事会にて候補者を推薦する。

(選挙広報)

第9条 選挙の広報は、選挙管理委員会が定める方法により行う。

2 立候補者は、公序良俗に反する運動等を行い、又は関わってはならない。

(選挙違反)

第10条 選挙管理委員会は、前項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

(1) 厳重注意

(2) 戒告

(3) 選挙権・被選挙権取消し

(投票の方法)

第11条 投票は、定員連記制とする。

(開票)

第12条 開票は、立会人を2名以上置かなければならない。開票立会人は、選挙管理委員会が選任する。

(当選)

第13条 当選は、上位得票者とする。得票数が同数の場合は、抽選により決定する。立候補者が定員と同数の場合は投票の手続きを省略し当選と見なすことができる。

2. 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会もしくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

(選挙結果)

第14条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

附則

1. この規定は、理事会の議決により改定することができる。
2. この規定は、一般社団法人設立の日から施行する。
3. この規定は、令和2年4月1日一部改正により運用する。